

*2010 ENJOY SPORT KART
Endurance Festival in TAKASU*

特別規則書



主催

TAKASU CIRCUIT

協賛



本イベントは、「F I A 国際モータースポーツ競技規則」「国際カート規則」それに準拠した「J A F 国内競技規則」「J A F 国内カート競技規則」ならびに「2010 ENJOY SPORT KART Endurance Festival 共通規則書」に従って開催されます。

特別規則書

参加するにあたっての遵守事項	2
第1章 イベント開催に関する事項	3
第1条 イベント名称・走行種目・格式	
第2条 イベント目標	
第3条 開催場所・日程	
第4条 主催者・住所	
第2章 イベント参加に関する事項	3
第5条 募集台数・参加資格	
第6条 クラス区分	
第7条 参加料	
第8条 T L C 共済会・共済掛金	
第9条 参加申込・申込先	
第10条 参加受理・参加拒否	
第3章 車両に関する事項	4
第11条 参加車両	
第12条 燃料	
第13条 音量規制	
第14条 ゼッケンナンバー	
第15条 車番認識自動タイム計測装置（トランスポンダー）	
第16条 車両検査	
第4章 走行に関する事項	4
第17条 ブリーフィング	
第18条 ドライバーサイン	
第19条 危険回避の義務	
第20条 ピットロード・ピットレーンの速度規定	
第21条 信号旗・コーションランプ	
第22条 公式予選（公式練習）	
第23条 スタートグリッド	
第24条 スタート（リスタート）	
第25条 ピットイン	
第26条 ドライバーの連続走行時間	
第27条 燃料補給	
第28条 フルコースコーション・S C（セーフティーカー）導入	
第29条 赤旗（走行の中断）	
第30条 走行終了	
第31条 順位決定・完走	
第32条 車両保管・再車検	
第5章 ピットに関する事項	9
第33条 ピットクルー・ピット・パドック	
第6章 ペナルティに関する事項	9
第34条 ペナルティ	
第7章 抗議に関する事項	9
第35条 抗議	

第 8 章 成績および賞典に関する事項	10
第36条 賞典	
第 9 章 広告に関する事項	10
第37条 広告	
第10章 その他の一般事項	10
第38条 損害の補償	
第39条 主催者の権限	
第40条 コースへの立ち入り	
第41条 大会の延期・中止	
第42条 公式通知	

走行車両規則

第 1 章 共通規定	11
第43条 シャシー・エンジン・タイヤの登録	
第44条 シャーシ・フレーム（ボディワーク・カウル）	
第45条 エンジン	
第46条 タイヤ	
第47条 燃料タンク	
第48条 チェーンガード	
第49条 排気装置（マフラー）	
第50条 最低重量	
第 2 章 クラス別車両規則	12
第51条 Normal A（ノーマルクラス）	
第52条 Normal B（S P ノーマルクラス）	
第53条 Tuning C（チューニングクラス）	

参加するにあたっての遵守事項

1. イベントにおける暴力行為・妨害行為・威圧行為について

本イベント開催期間中、万が一暴力行為・妨害行為・威圧行為が発生した場合、主催者、および施設管理者は、断固たる態度でこれに臨みます。
 また、これらの行為が著しい場合、警察機関への通報をもって問題の解決にあたる場合もあります。
 「スポーツマン」である本イベント参加者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2. 不要部品・使用済みタイヤについて

本イベント開催期間中、産業廃棄物（タイヤ・バッテリー・FRPパーツ等）の不法投棄は禁止いたします。
 なお、同行為は施設内であったとしても刑法で罰せられる行為となっておりますので、各自・各チームで持ち帰り、それぞれの地域で指定された正規の方法により処分を行ってください。

3. 廃油の処理について

車両整備等により発生した廃油等を処理する際は、専用容器で全量を確実に受け、所定の場所に備えられた廃油缶に確実に投棄するようにしてください。

5. 車両の駐車について

本イベント開催期間中、ピット裏パドック（Aパドック）につきましては許可車両以外の駐車を禁止とさせていただきます。
 トランスポーター・移動用車両等は、BCパドックへの駐車をお願いいたします。

第1章 イベント開催に関する事項

第1条 イベント名称・走行種目・格式

- 1 イベントの名称は『2010 ENJOY SPORT KART Endurance Festival in TAKASU』とします。
- 2 走行種目は5時間耐久とし、クローズド格式で実施されます。

第2条 イベント目標

- 1 参加者の積極的な協力を得て、ペナルティが無く、マナーの良いイベント運営を目指します。
- 2 参加者は全ての行動に責任を持ち、全員が「楽しく」過ごせるよう、また、他の参加者と積極的に交流し接する全ての人達と「楽しむ」姿勢を忘れず、全チーム完走を目指します。

第3条 開催場所・日程

- 1 開催場所：TAKASU CIRCUIT（福井県福井市西二ツ屋町2-1-35）
- 2 開催日：2010年10月9日（土）-10日（日）

第4条 主催者・住所

TAKASU CIRCUIT 〒910-3372 福井県福井市西二ツ屋町2-1-35 TEL 0776-87-2330 FAX 0776-87-2331

第2章 イベント参加に関する事項

第5条 募集台数・参加資格

- 1 募集台数は、クラスに関係なく24台とします。
なお、参加状況により、上記台数を超過して参加を受け付ける場合があります。
- 2 募集締め切り時点で参加台数が3台未満のクラスは、不成立となる場合があります。
- 3 本イベントへの参加資格は、下記の条件を満たす満10歳以上のドライバーとし、1チーム3名以上からとします。
 - 1) Aドライバー：2010年に有効なタカスサーキットコースライセンス所持者
 - 2) Bドライバー：カート走行のルールとマナーを熟知し、安全にスポーツ走行を楽しめるドライバー参加条件 主催者が実施する「公開練習会」に1回以上参加したことがあるドライバー
なお、開催日当日に有効なJAFライセンス、SLライセンス、ならびに「r-club」に加入されている方は「公開練習会」への参加条件は免除されます。
「公開練習」日程は後日発表されます。

第6条 クラス区分

本イベントは、次の3つのクラスに区分され、クラス別で参加を受け付けます。

・「Normal A」・「Normal B」・「Tuning C」

第7条 参加料

本イベントへの参加料は、50,000円 / 1チームとなります。

第8条 T L C 共済会・共済掛金

- 1 本イベントに参加するドライバー、およびピットクルーは、T L C 共済会に加入しなければなりません。
- 2 共済掛金は、Aドライバーとピットクルーにあっては300円、Bドライバーは1,000円とします。
また、「r-club」加入者であっても、T L C 共済会に加入しなければなりません。
申込締切日以降に、本イベント参加を希望し参加が受理される場合、ドライバーを追加登録する場合のドライバー共済掛金は、上記の掛金に関わらず2,000円 / 1人となります。
なお、参加申込書提出後にコースライセンスを取得しても、共済掛金の差額は返還されません。

第9条 参加申込・申込先

- 1 別紙「参加申込書」の必要事項を完全に記載し、第7・8条にある参加料と共済掛金を添えて申込締切日（開催日の10日前）までに主催者事務局に提出してください。
参加申込先 〒910-3372 福井県福井市西二ツ屋町2-1-35 タカスサーキット「SPORT KART 事務局」宛
- 2 申込締め切り終了後に参加を希望する場合は、申込書の提出前に事務局にその旨を申し出てください。
事務局において、参加の可否を判断いたします。
- 3 20歳未満のドライバーは「参加申込書」の保護者誓約欄に保護者本人の署名と押印が必要となります。
- 4 参加申し込みを郵送にて行う場合は、現金書留にて主催者事務局へ送付してください。（締切日必着）
- 5 F A X による参加表明は仮受付とし、申込締切日までに「参加申込書」の提出と参加料・共済掛金の納入が確認されない場合、参加は受理されません。

第10条 参加受理・参加拒否

- 1 参加申込締め切り後、参加申込者（代表者）に対して事務局より参加受理、または参加拒否が通知されます。
- 2 参加を拒否された申込者に対しては、参加料と共済掛金は全額返金されます。
- 3 参加申込締め切り前に参加を取り消す場合、参加料と共済掛金は、事務手数料を差し引き返金されます。
なお、参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料と共済掛金は返還されません。
また、クラス不成立で参加が受理されない場合、参加料と共済掛金は全額返金されます。

第3章 車両に関する事項

第11条 走行車両

走行できる車両は、本特別規則書の「走行車両規則」に準拠しているカートとします。

第12条 燃料

- 1 使用できる燃料は、「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第8条 19」に基づいた無鉛ガソリンとします。
- 2 燃料の性質を変えるような装置の取り付けや、添加剤の混入は認められません。

第13条 音量規制

- 1 音量規制については、「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第8条22」に基づくものとします。
- 2 いかなる場合であっても、タカスサーキットが規定する音量（走行中100db以内）は厳守とします。
- 3 音量の測定はサーキットが定める測定方法で計測され、結果、上記音量規制を守れない場合、走行中であっても走行をお断りいたします。

第14条 ゼッケンナンバー

- 1 「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第9条」に従い、事務局より指定されたゼッケンナンバーを車両の前後、およびサイドボックス両側面に取り付けてください。
- 2 ゼッケンナンバーは、クラス別で次の通り色分けされます。
 - ・「Normal A クラス」：黄色をベースに黒字（31～50）
 - ・「Normal B クラス」：緑色をベースに白字（51～70）
 - ・「Tuning C クラス」：赤色をベースに白字（71～90）

第15条 車番認識自動タイム計測装置（トランスポンダー）

- 1 参加者は、出走受付時に配布（貸出し）された車番認識自動タイム計測装置（トランスポンダー）を、車両検査までに車両に取り付けなければなりません。
- 2 トランスポンダーの返却は、全走行終了後30分以内とします。
- 3 貸し出されたトランスポンダーを破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき47,040円（時価）が主催者より請求されます。

第16条 車両検査

- 1 「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定 第3章 第12条」に基づき車両検査が行われます。この際、車両規則に不適合な部分がありながらも技術委員に見えなかった場合、承認を意味するものではなく、走行中にそれに関する疑義が生じた場合は、旗の提示を受け改善を求められる場合があります。
- 2 車両検査にて違反等が発見されない場合でも、技術委員長は車両の疑義についていかなる場合も検査をする資格を有します。
- 3 ドライバーは車両検査に立ち会わなければなりません。
装備に関しても「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定 第3章 第11条」を適用し、車両検査時において技術委員の点検を受けるものとします。
 - ・ヘルメット : フルフェイスタイプ（4輪・2輪用でも可とします。）
 - ・レーシングスーツ : 皮製、または、C I K / F I A（F M K）、またはJAFが公認するレーシングカートの着用を推奨します。上下が繋がっているツナギ、長袖・長ズボンでも可とします。
 - ・グローブ : 手首まで完全に覆うもので革製のものが望ましいです。軍手は不可とします。
 - ・シューズ : 足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないものとします。くるぶしが隠れる運動靴は可とします。
 - ・ネックガード : 装着を推奨します。
 - ・リッププロテクター : 装着を推奨します。
- 4 「JAF国内カート競技規則 競技会運営に関する規定 第8章 第30・31条」に基づき、決勝走行終了後、計量、ならびに再車検が行なわれます。



「K-TAI」参加の手引きより

第4章 走行に関する事項

第17条 ブリーフィング

- 1 参加する全ドライバーは、ブリーフィングに出席しなければなりません。
なお、ドライバーズミーティングは、全参加者が本特別規則書を熟知しているものとして開催されます。

第18条 ドライバーサイン

- 1 「2010日本カート選手権統一規則」に基づき、次の通りとします。
 - 1) コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げてください。
 - 2) ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げてください。
 - 3) ミススタートが示された場合、ドライバーは片手を頭上に上げスピードダウンし、元のローリングラップのポジションに戻るものとします。
 - 4) スローダウンするドライバーは片手を高く上げてください。
- 2 ドライバーサインを怠ったものに対してはペナルティを課す場合があります。

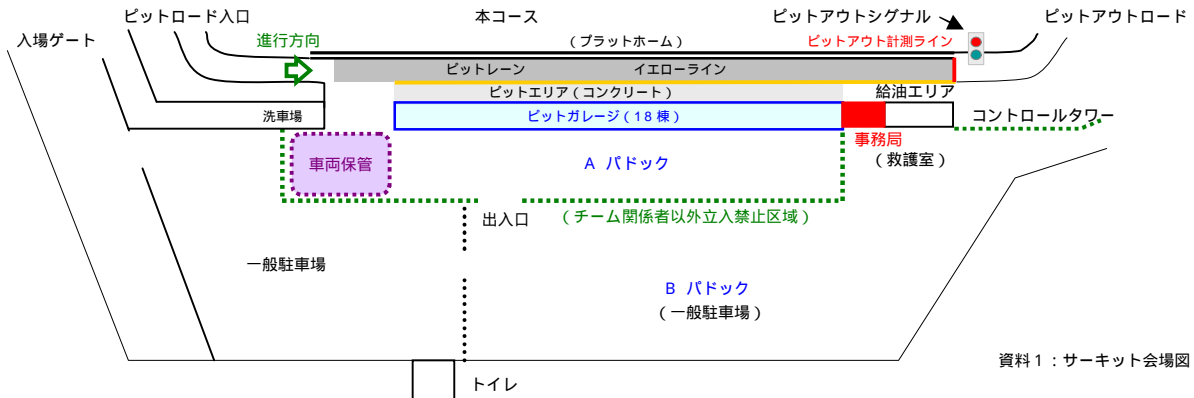
第19条 危険回避の義務

- 1 全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
- 2 公式練習（公式予選）走行、決勝走行中にコース上で停止してしまい、先頭集団がコースを1周する間に自力で再スタートができない場合は、車両をコース外の安全な場所に移動してください。
- 3 走行が終了するまで、もしくは、オフィシャルによる車両の回収が行われるまで、当該ドライバーは、ヘルメットを着用したままその場を離れてはいけません。
- 4 ドライバー自身によって自力での再スタート、ならびに車両移動ができないと判断した場合、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合があります。

第20条 ピットロード・ピットレーンの速度規定

ピットロード、ピットレーンは30km/h以下の最徐行とします。





- 1) ピットロード：アウトラップ（ピットアウトライン通過からコントロールライン通過まで）がチームのベストラップ+9秒より早い場合、ピットロード速度規定違反とみなしペナルティの対象となります。
- 2) ピットレーン：スピードガンで測定され、記録されたスピードが速度規定を超えた場合、ペナルティの対象となります。








第21条 信号旗・コーションランプ

「JAF国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定 第3章」に従い、下記の信号旗（フラッグ）、信号機（コーションランプ：シグナル）により行われます。

- 1) スタートシグナル：6灯（赤色4・黄色2）全灯 約3秒後にブラックアウトでスタート
：ミススタート 「黄色2灯」が点滅。
- 2) その他のシグナル（フラッグ）

フラッグ・シグナル	フラッグ・シグナルの意味
 黄旗 (シグナルは黄色の点滅)	コース上や周辺にある危険や故障車両を知らせる合図。フルコースコーション時にも提示されます。表示される監視ポストから危険箇所までは徐行区間となり、追い越し・追い抜き禁止となります。振動提示の場合は、危険度が高いため直ちに停止できる準備をしてください。
 赤旗 (シグナルは赤色の点滅)	走行の中断（中止）の合図。直ちに停車できる態勢をとり、追い越し・追い抜き禁止で最徐行してください。提示後の行動については「第29条 赤旗（走行の中断）」を参照してください。
 緑旗 (シグナルは無点灯)	オールクリアの合図。走行再開（再スタート）の合図は、メインポストでのみ。黄旗（コーションランプは黄色の点滅）の原因となる障害が無く、または解除され、この先コース上が安全であることを知らせる意味で提示されます。
 「SC」表示	フルコースコーションでセーフティーカーが導入の合図。黄旗と同時に提示され、全コース上での追い越し・追い抜きが禁止となり徐行してください。低速車やオフィシャルが作業等を行っていることを承知し、全車両徐行運転をお願いします。

3) フラッグタワー（メインポスト）でのみ提示されるフラッグ

 緑旗（スタート時）	走行開始（スタート）の合図。再スタート時は緑旗。フラッグが振られるまで加速することは認められません。
 青旗	後方より速度が速い車両が接近し、追い越しを行おうとしている事を知らせる合図。提示された先行車両は、後続車両の追い抜き・追い越しの進路を妨げてはいけません。（本イベントでは状況に応じ適宜表示されます。）
 オレンジボール旗 (イエローカード)	走行車両に「機械的欠陥あり」を知らせる合図。車両番号（ゼッケン）と併せて提示され、直ちにピットインし改善が求められます。音量規定に違反する場合にも提示されます。
 黒旗 (イエローカード)	マナー違反・ルール違反等スポーツマンシップに反する走行、および危険な車両と判断された合図。車両番号（ゼッケン）と併せて提示されます。直ちにピットインをしなければならない場合もあり、その違反内容によって罰則が与えられます。
 チェッカー旗	走行終了（ゴール）の合図。速やかにペースダウンし、次の周回でピットインすること。ダブルチェッカーは最終結果から1周減算のペナルティとなります。

第22条 公式予選（公式練習）

- 1 公式予選は規定時間内でのベストタイム方式とします。
- 2 ベストラップが同タイムの場合は、セカンドタイムを採用します。更に同タイムとなった場合もこれに準じます。
- 3 予選タイム計測が出来なかった車両は、最後尾グリッドよりスタートするものとします。
公式予選に参加しない場合も、上記と同様に最後尾グリッドよりスタートとなります。
複数の車両がある場合は、ゼッケン順に配列されます。
- 4 公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開しますが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間を決定することがあります。

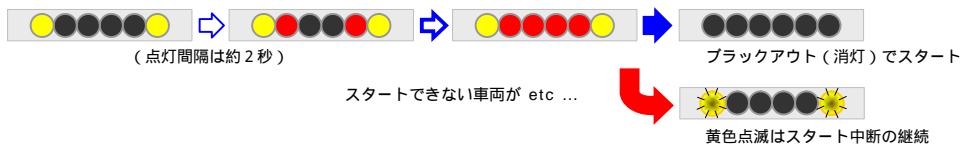
第23条 スタートグリッド

決勝走行のグリッドは、公式予選の着順による2列のグリッドとします。

第24条 スタート（リスタート）

- 1 赤色4灯、黄色2灯のスタートシグナルを使用したスタンディングスタートとします。
 - 1) メインポストで「1分前」のボードが提示されます。
この時、ドライバー以外は直ちにコース外に退避してください。
 - 2) 「10秒前」ボードが提示された後、スタートシグナルの両サイドから「黄色（2灯）」「赤色（2灯）」「赤色（2灯）」の順に点灯します。
 - 3) 全シグナル（6灯）が消灯（ブラックアウト）されスタートとなります。
 - 4) スタートが困難な状態になったドライバーは、両手を上げスタートできない旨をオフィシャルに示してください。
この場合、スタート中断を意味するスタートシグナル両サイドの「黄色（2灯）」が点滅します。
その際、「赤色（4灯）」は消灯されています。

スタートシグナルによるスタート



- 2 再三スタート中断要請があった場合、競技長はスタートを中断することなくそのスタート進行を進めます。
- 3 フルコースコーション解除後の再スタートはローリングスタートとなります。
再スタートはメインポストでのグリーンフラッグ振動によります。
- 4 再スタートの時、スタートライン手前に引いてあるイエローライン（加速ライン）を先頭車両が通過するまでは、全ての車両とも加速を禁止します。これに違反した場合はペナルティが課せられます。

緑旗による再スタート



- 5 全走行車両は、各自の車両がコントロールラインを通過するまで他車の追い越しを禁止します。
これに違反した場合はペナルティが課せられます。
なお、追い越しの判断は、トランスポンダーによる計測にて判断されるため、実際と異なる場合がありますが、これに対する抗議は一切受け付けません。

第25条 ピットイン

ドライバー交代のピットイン回数を7回以上義務付けます。

第26条 ドライバーの連続走行時間

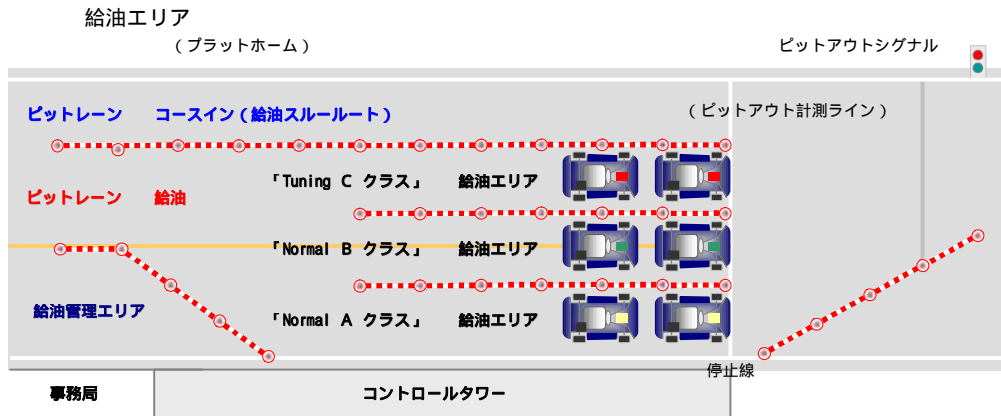
- 1 ドライバーの連続走行時間は、10 Lap以上1時間以内とします。
- 2 ドライバーの連続走行時間には、ドライバー交代時間、給油停止時間、および、フルコースコーション時間を含み、また赤旗中断時間は含まず、次の通り算出されます。
 - 1) スタートドライバーは、次に交代したドライバーがピットアウト計測ラインを通過するまでの時間。
以下、次に交代したドライバーがピットアウト計測ラインを通過するまでの時間。
 - 2) 最終ドライバーは、ピットアウト計測ライン通過時間からコントロールラインを通過するまでの時間。
- 3 車両やドライバーに不具合があり連続走行時間が規定周回を超えない場合、または超える場合、ピットインスペクターの判断により考慮されます。

第27条 燃料補給

- 1 「JAF国内カート競技規則 カート競技会参加に関する規定 第3章 第19条」に従い、ウェイティンググリッド上、および赤旗による走行中断時のグリッド上での燃料補給、ならびに指定された「給油エリア」以外での燃料補給は全て禁止します。
- 2 決勝走行前、燃料は2Lとします。
 - 1) 公式予選（公式練習）走行終了後、燃料残をタンクより抜き出してください。
 - 2) 「車検場」にて燃料携行缶から2Lジョッキに燃料を移し替えてください。
 - 3) スタート前の燃料確認シールを燃料タンクに貼付します。
貼付されたシールは、決勝終了まで剥がさないでください。

3 決勝走行中の燃料補給については、次の通り規定します。

- 1) 1回にできる給油量は2L以内とします。
給油するチームは、「給油管理エリア」にて事前に燃料携行缶から2Lジョッキに燃料を移し替えてください。
- 2) 給油はクラス毎の給油レーン上で行います。各レーンに徐行して入場し、停止線で車両を止めます。
先に入場している車両がある場合、その直後に車両を止めて、エンジンを切ってください。
- 3) 給油停止時間を次の通り規定します。
 - ・「Normal A クラス」：120秒
 - ・「Normal B クラス」：150秒
 - ・「Tuning C クラス」：180秒
- 4) 給油停止時間の測定は、車両を停止し、エンジンを止め、ドライバーがシートを離れた時点から計測が開始されます。
- 5) 給油は必ず2名以上で給油してください。また、給油エリア内の車両性能に影響を与える作業は禁止します。
- 6) 補給完了後ドライバーは乗車し、給油停止時間まで停止線前で待機し、オフィシャルの指示を待ってください。
なお、給油完了後、前の車両が出発していた場合、エンジンを掛けずに押して停止線まで移動をお願いします。



上図は、給油エリア（レーン）の区分け図です。なお、変更される場合があります。
給油エリア（レーン）には入場制限を設けています。一度に多くの車両が給油作業に集中した場合、入場できないことも想定されますので、給油のタイミングに注意してください。

第28条 フルコースコーション・SC（セーフティーカー）導入

- 1 事故やトラブル等によりコースは閉鎖されていないものの走行の継続に支障がある状態の場合、または、天候、その他の理由から走行の継続に支障はあるが中断する必要がない場合、メインポストと監視ポストにおいて「SC」ボードと黄旗が提示され、全てのコーションランプは「黄色点滅」となります。
- 2 上記の合図（告知）と同時にピットアウトシグナルは「赤色点灯」になり、走行中の先頭車両の前にセーフティーカーが導入されます。なお、先頭車両のドライバーはセーフティーカーのコース進入を妨げてはいけません。
- 3 上記の合図と同時に全ての走行車両は最徐行とし、ピットイン、コース上でのセーフティーカーを含む他の車両の追い抜き追い越しが禁止となります。
なお、トラブル等で隊列につけない場合は、後続車両の片手を上げ合図を送り走行ラインを外して走行することで進路を譲ってください。
- 4 フルコースコーションの間、隊列が整った時点でピットインが可能となりますが、ピットアウトシグナルの「青色点灯」もしくはオフィシャルの指示があるまで、全ての車両のピットアウトは認められません。
- 5 コース上の安全が確保されるまではセーフティーカー先導のまま周回を重ねます。
その間の周回数はカウントされ（経過時間も継続される。）通常の給油作業やドライバー交代、点検作業等は認められます。
- 6 フルコースコーション中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任です。
 - ・フルコースコーション中に停止した場合、後続の全車両が通過するまでは再始動を試みてはいけません。
 - ・再始動後は、隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはいけません。
 - ・先頭が自分を追い越していくことを期待して隊列の前で待機をして自分のグリッドに戻る事も禁止されます。
 - ・停止することなく、何らかの理由により大幅に隊列から遅れたドライバーも同様に隊列の最後尾につき、自分のグリッドに戻ってはいけません。
 - ・自分のグリッドに再度つくため、本イベントに使用されるコース以外を走行することは禁止されます。
- 7 フルコースコーションの解除は次の通りとします。
次のコントロールライン通過でフルコースコーションの解除が決定されたら、ホームストレートのメインポストで「1分前」のボードが表示され、セーフティーカーはその週の終了時点でピットロードに入ります。
セーフティーカーが隊列から離れた後、ホームストレートのメインポストで「緑旗」が振動表示され、先頭車両がコントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除（再スタート）されます。
フルコースコーションの解除「1分前」が表示された時点でピットにいる車両は、コース上の全車両の再スタートが完了するまではピットアウトすることは認められず、ピットアウトシグナルの「青色点灯」をもってコースイン（再スタート）となります。
- 8 フルコースコーションが解除される前に規定時間が経過する場合、コースを走行している先頭車両がコントロールラインを通過した時点でチェッカーフラッグが提示され走行終了となります。
この時、ピットにいる車両は、ファイナルラップの時にコースインが認められ、コースを走行している車両の最後尾に合流しチェッカーフラッグを受けることができます。

第29条 赤旗（走行の中断）

- 1 「JAF国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定 第9章 第35条」に従い、重大事故等コース上が閉鎖され危険な状態である場合、または、天候、その他の理由により走行の継続が不可能となったため走行を中断する必要がある場合は、メインポスト、ならびに監視ポストにおいて赤旗が表示され、全てのシグナルは「赤色点滅」となります。
- 2 走行中断の合図と同時に、全ての走行車両は追い越し追い抜きが禁止となり、直ちに停車できるスピードで走行した後、オフィシャルの指示に従って指定された場所に停車してください。
- 3 走行中断の合図と同時に、全ての車両のピットインは認められません。
- 4 走行が中断された場合、以下の条件によって走行を再開することとします。
 - A) 先頭車両が2周目を終了していなかった場合
車両はホームストレート上にある「赤旗ライン」を先頭に停車しエンジンを停止します。
決勝走行の継続が可能な場合、最初のスタートは無効とみなされスタートのやり直しとなります。
この場合、規定時間を短縮する場合があります。
 - B) 先頭車両の周回が2周以上で規定時間の90%未満（端数切り上げ）の場合
車両はホームストレート上にある「赤旗ライン」を先頭に停車しエンジンを停止します。
この時、競技長の指示があるまでメカニックはコースグリッド上への介入、車両整備は認められません。
決勝走行の継続が可能な場合は、赤旗表示の周回は無効とみなされ、先頭車両が中断された周回の直前の周回終了時点の走行順位に車両は整列（再スタートグリッド）し直されます。
再スタートは、セーフティーカー先導で通常のスタート手順で再開します。
なお、規定時間の変更は行われず、経過時間は継続して計測されます。
 - C) 先頭車両の走行時間が規定時間の90%以上（端数切り上げ）を経過している場合
走行は終了となり、車両はピットに戻るということとなります。
この時、赤旗表示の周回は無効とし、先頭車両が赤旗表示の周回（中断された周回）の前の周回にコントロールライン（フィニッシュライン）を通過したときに終了したものとみなします。
なお、給油中、もしくはピットに停止中の車両は、インラップ前の周回で終了したものとみなします。
- 5 再スタート開始時間が、規定時間の90%以上（端数切り上げ）を経過した時間を越える場合、上記C)規定により走行終了となる場合もあります。
- 6 赤旗により走行が中断された場合、ピットエリアで作業中の車両はグリッド上に戻れず、再スタートのローリングラップには参加できません。
この場合の再スタートはピットスタートとなり、ピットアウトシグナルの「青色点灯」で再スタートとなります。

第30条 走行終了

- 1 決勝走行は、規定時間が経過した時点で最も周回数の多い車両の先頭車両に対し、当該車両がフィニッシュラインを通過後にチェッカー旗が振られ終了となります。
- 2 先頭車両に振られたチェッカー旗はその後2分間提示され、その間に自力でフィニッシュラインを通過した車両はチェッカー旗を受けることができます。
- 3 フィニッシュラインを通過する際には、「自力」でドライバーと車両は一体となっていなければなりません。
「自力」とは、車両自身もつ動力によりコース上を正しい方向に進行できる状態をいい、ドライバーの筋力等により車両を押し下り、自然現象を利用したりしてチェッカー旗を受けることは認められません。
- 4 規定時間が終了する以前に、誤ってチェッカー旗が表示された場合は、その時点をもって走行終了とします。
また、チェッカー旗が遅れて表示された場合、フラッグとは無関係に規定時間で走行終了したものと順位が決定されます。

第31条 順位の決定・完走

- 1 決勝走行の順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。
なお、チェッカー旗を受けることが出来なかったチームが、最も周回数の多いチームの70%以上（端数切り上げ）を完了している場合、完走者と認めます。
 - 1) チェッカー旗を受けた完走者
 - 2) チェッカー旗を受けない完走者
 - 3) チェッカー旗に関わらず未完走者（周回数が、最も周回数の多いチームの50%未満。）
- 2 同一周回数の場合、その周回を先に完了（フィニッシュラインを通過）したチームを優先します。

第32条 車両保管・再車検

- 1 決勝走行終了後、技術委員長が決定した車両に対し車両保管ならびに再車検を行います。
- 2 車両保管エリアへはドライバー、ならびにメカニックがオフィシャルの指示により入場する事ができます。
ただし、配布されたクレデンシャルを着用し、入場の際必ず提示をしてください。
いかなる場合でもクレデンシャルの提示が無い場合は入場を一切認められません。
- 3 車両保管の時間は決勝走行終了後15分以上となる場合があります。
車両保管中は技術委員の指示があるまで保管車両に一切触れてはいけません。
- 4 車両保管（再車検）終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければなりません。
- 5 技術委員長は走行した全ての車両に対し検査を行う権限を持ちます。
技術委員長より検査の指示があった場合、参加者、もしくはその代理人が責任をもって車両の分解、および組立てを行わなければなりません。
ただし、関係役員、エントラント、およびドライバー以外は検査に立ち会うことはできません。
- 6 上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティが課せられます。
- 7 本条項の検査に応じない場合は失格とします。





第5章 ピットに関する事項

第33条 ピットクルー・ピット・パドック

- 1 本イベントに関する全ての参加者は、場内では主催者が発行するクレデンシャルを着用しなければなりません。クレデンシャルの着用が無い場合は、ピット、パドック、および車両保管エリアへの入場は認められません。
- 2 ピット・パドック内、およびピットエリアで作業できるのは、出場しているドライバーと登録されたメカニックのみとします。
- 3 ピットエリアにおいてエンジンをかけたままでの作業を禁止します。
エンジンを掛けたまま作業を行う場合は、ピットガレージ内とします。
- 4 セル始動方式車両のパドックエリア、ウェイティンググリッド、およびピットレーンでのエンジン始動・作動は、車両が走行に不備の無い状態、かつ、リアタイヤが地面に接地した状態（リアタイヤが地面に常に接触した状態）でのみ認められます。
- 5 ピットレーンやグリッド上での作業は一切禁止されます。
- 6 ピットクルーの行為については「JAF国内カート競技規則競技会参加に関する規定 第3章 第18条」に基づくが、本イベント開催期間中における場合、チーム代表者に直接統轄の責任があるものとします。
ピットクルーによる規則の違反で当該代表者に対し黒旗（イエローカード）を提示する場合があります。これは、登録されていないチーム関係者も同様とします。
- 7 ピット・パドック、およびピット前において火気、および発火物の使用、ならびに喫煙、飲酒は厳格に禁止します。
- 8 ピットロード、ならびにピットレーンは必ず徐行しなければならず、かつ逆走は禁止します。
- 9 上記に違反した場合は、当該チームにペナルティを課します。

第6章 ペナルティに関する事項

第34条 ペナルティ

- 1 ペナルティの適用については「2010日本カート選手権統一規則」と、本イベントの趣旨に基づくものとします。
 - 1) イエローカード  : 警告（安全に本イベントを進行させ、完走することを目的とした制度）
 - ・ ブッシング
 - ・ 無理な割り込み
 - ・ ブロッキング
 - ・ ピットロード・ピットレーンでの速度規定違反
 - ・ ピットエリア・レーン等で行われた急制動時のホイールスピン
 - ・ 危険回避義務違反（コースアウト・スピン後の無理な復帰など）
 - ・ ピット・パドック以外での作業
 - ・ ホワイトラインカット
 - ・ 指定場所以外での喫煙
 - ・ 上記以外でオフィシャルが判断した場合
 - 2) イエローカード  : タイムペナルティ（ピットスルーペナルティ、もしくは走行結果に30秒加算）
 - ・ 2回目のイエローカード
 - ・ コース外走行
 - ・ スポーツマンシップに反した行為
 - 3) オレンジカード  : ラップペナルティ（走行結果から1周減算）
 - ・ 3回目以降のイエローカード（3回以降、1回の警告につき）
 - ・ フラッグ、シグナルの無視
 - ・ 危険な行為
 - ・ オフィシャルの指示を無視する行為
コース上でドライバー以外の者（オフィシャルによる車両回収を含む。）が車両に触れた場合、その周回は未完了とみなされ、走行結果から1周減算されます。
 - 4) レッドカード  : 失格
 - ・ 故意に行う危険行為
 - ・ 故意にオフィシャルの指示を無視する行為
 - ・ その他 悪質な行為
 - 6) その他
 - ・ ピットイン回数の不足（不足回数1回につき走行結果から3周減算）
- 2 ペナルティは、チーム代表者が呼ばれカードで提示されます。
走行中の反則については、ドライバーを停止させる事無く黒旗の提示でペナルティを課す場合があります。
- 3 大会期間中の違反に対するペナルティは、大会審査委員会によって決定されます。
- 4 大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができます。

第7章 抗議に関する事項

第35条 抗議

本イベントにおける一切の抗議を受け付けません。

第8章 成績および賞典に関する事項

第36条 賞典

- 1 決勝走行の順位により決定され、賞典は完走したチームに対して行われます。
- 2 内容は次のように定めます。
 - 1位：入賞パネル・副賞
 - 2位：入賞パネル・副賞
 - 3位：入賞パネル・副賞
- 3 賞典は各クラスとも出走台数によって、次のように制限されます。
 - ～ 3台まで : 1位のみ
 - 4 ～ 5台まで : 2位まで

第9章 広告に関する事項

第37条 広告

- 1 ナンバープレートに広告を表示することは認められません。
- 2 広告については車両検査までに取り付けるものとします。
- 3 主催者は次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできません。
 - 1) 公序良俗に反するもの。
 - 2) 政治、宗教に関連したもの。
 - 3) 本イベントと関係するスポンサーと競合するもの。

第10章 その他の一般事項

第38条 損害の補償

- 1 参加者は、参加車両、およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとします。
- 2 エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者、主催者、および関係役員が一切の損害の補償責任を免除されていることを了解しなければなりません。

第39条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとします。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックを拒否すること。
- 2) イベントスポンサーの広告を参加車両に貼付させること。
- 3) 公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録、または変更について、許可すること。
- 4) エントラント、ドライバー、ピット要員の肖像権、およびその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版、および電子メディアに関する一切の権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可すること。
- 5) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否すること。

第40条 コースへの立ち入り

- 1 主催者、および競技役員、競技役員から指定された者のみがコースに立ち入る権利を有します。
- 2 プレスは、オーガナイザーに対し特に申請し許可を得た場合以外はコースに立ち入ることはできず、さらに競技役員によって与えられた指示に従わなければなりません。

第41条 大会の延期・中止

主催者は、本イベントの一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。本イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還されます。ただし、TLC共済掛金は返還されません。

なお、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しません。

さらに、主催者は、本イベントの内容を変更する権限も併せて保有するものとし、これに対する抗議は一切認められません。

第42条 公式通知

本規則に記載されていない運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は、「公式通知」によって示されます。

「公式通知」は、次の方法によって参加者に通告されます。

- ・エントラントもしくはドライバーの住所に郵送される。
- ・パドックの掲示板上に掲出される。
- ・ドライバーズブリーフィングで指示される。
- ・緊急の場合は場内放送で伝達される。

走行車両規則

第1章 共通規定

第43条 シャシー・エンジン・タイヤの登録

使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、次の個数を登録することができます。

- ・シャシー：1セット
- ・エンジン：2セット
- ・タイヤ：1セット（個数の制限はドライタイヤのみとし、レインタイヤは制限なし。）

第44条 シャーシ・フレーム（ボディワーク・カウル）

- 1 車両は、バンパーおよび車輪によって囲まれた四辺形の外にいかなる部品も突出してはいけません。
なお、車両各部の寸法は、次に規定する範囲内とします。
 - 1) 車両全長：2,200 mm以下
 - 2) 車両最大幅：1,500 mm以下
 - 3) ホイールベース：1,000 mm以上、1,500 mm以下
 - 4) リアタイヤ トレッド幅：1,400 mm以内
- 2 フレームは、2000年以降にJAFまたはCIKの登録、および公認を受けたものとし、また、フレームの改造は、シートステーを除き一切改造は禁止とします。
- 3 「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第11条」に従い、サイドボックス、フロントフェアリング、およびフロントパネルを取り付けてください。
 - 1) サイドボックスは、シャシーに最少2ヶ所で強固に固定してください。
 - 2) 全てのクラスにおいてCIK/FIA公認フロントフェアリングの取り付け方を義務付けます。
- 4 全てのクラスにおいてCIK/FIA公認のリアプロテクションを装着することができます。
装着する場合は「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第7条」に従った取り付けを行ってください。
なお、いかなる状況下においても、リアプロテクションはリアホイール水平面からはみ出してはいけません。
- 5 フルカウル、アンダーカウル、ウィングは禁止とします。
- 6 リアタイヤの50%を覆うリアバンパーを必備とします。
- 7 フロントブレーキ付は認められません。

第45条 エンジン

- 1 エンジンは汎用4ストロークエンジンに限定、基本構造の変更は認められません。
使用できるエンジン形式
 - ・HONDA製：GX200SP/GX200/GX270
 - ・SUBARU製：EX21/KX21/EX27
 - ・YAMAHA製：MZ200/MZ200
 - ・BRIGGS & STRATTON製：WORLD FOMULA
- 2 オイルキャッチタンクの装置とオイルドレンワイヤーロックの装備を推奨します。
- 3 点火装置の変更は、性能変化が無いプラグキャップ・コード類を除き認められません。

第46条 タイヤ

- 1 使用タイヤは、4輪ともレンタルタイヤ1セットとします。
・(株)ブリヂストン（HF） ・住友ゴム工業(株)（DFK2） ・横浜ゴム(株)（ED）
- 2 レインタイヤは4輪とも同一銘柄とし、ハイグリップレインタイヤを推奨します。
- 3 不慮のトラブルの場合、技術委員長承認のもとに1本のみ交換が認められます。
- 4 使用するタイヤには各自において、ゼッケン番号をタイヤ両側に記入してください。

第47条 燃料タンク

燃料タンクはカート用市販ポリ製純正タンク、もしくは純正の同容量内の汎用品以外認められません。
なお、安全のため改造は禁止とし、電子式ポンプは使用できません。

第48条 チェーンガード

- 1 「JAF国内カート競技車両規則第2章 第8条 17」に従ったチェーンガードを取り付けてください。
また、エンジンの内側にドライブがある場合についても取り付けることとします。
- 2 予備のチェーンを取り付けて走行することは禁止とします。

第49条 排気装置（マフラー）

大きな音とオフィシャルが判断した場合、そのマフラーは使用できません。

第50条 最低重量

- 1 ドライバー全員の平均体重に車両重量を加えた重量を、155kg以上に規定します。
なお、女性は重量確認計量を免除し、一律70kgとして算定します。（ただし、1チーム2名まで。）
- 2 最低重量を満たすためにバラストを積む必要がある場合、全て固形材料を用いて車体にボルト・ナットで堅固に取り付けてください。

第2章 クラス別車両規則

第51条 Normal A (ノーマルクラス)

対象エンジン

GX200SP/EX21/KX21/MZ200

- 1) エンジン出荷状態で、エンジン型式内での純正パーツ交換が認められます。
- 2) キャブレターの変更は禁止とします。
- 3) 回転リミッターの解除は認められます。
- 4) 性能変化のある部品の取り付けは認められません。
- 5) 純正以外のパーツは性能変化が無くエンジン破損を保護する部品を製造者が申請し、大会事務局が公認したもののみ可能とします。

第52条 Normal B (SPノーマルクラス)

対象エンジン

GX200SP/GX200/EX21/KX21/EX27/MZ200

- 1) エンジン出荷状態で、エンジン型式内での純正パーツ交換が認められます。
- 2) 追加・変更できる部品。
 - ・ EXマニホールド/マフラー
 - ・ インテークマニホールド/キャブレター (最大直径30 以内)
 - ・ エアクリーナー
 - ・ ガバナ装置/回転リミッター
 - ・ クラッチ
- 3) 禁止事項
 - ・ 点火装置の変更
 - ・ 点火時期の変更
 - ・ ファン・フライホイール・サイドエンジンカバーの変更
 - ・ その他、性能に変化をあたえる部品の加工・追加・変更

第53条 Tuning C (チューニングクラス)

対象エンジン

GX200SP/GX270/EX21/KX21/EX27/MZ200/ WORLD FOMULA

- 1) 上記「Normal B クラス 2) 追加・変更できる部品」に加えエンジンパーツの追加・変更が認められます。
- 2) 禁止事項
 - ・ 過給器等の補助部品
 - ・ バルブ数変更 (ツインカム禁止)
 - ・ ボアストロークの変更
 - ・ オイルクーラーの取り付け
 - ・ 各追加パーツは、強固に取り付け、エンジンシルエットから突起しないこと。